

附属書三―C 第三・五条に規定する情報

第三・五条4に規定する情報については、次の事項に限る。

(a) 供給される産品及び当該産品の生産において使用された非原産材料の品名及び統一システムの関税分類番号

(b) 価額方式が附属書三―Bの規定に従って適用される場合には、供給される産品及び当該産品の生産において使用された非原産材料の単位数当たりの価額及び総額

(c) 特定の生産工程が附属書三―Bの規定に従って要求される場合には、使用された非原産材料に対して行われた生産工程の説明

(d) (a)から(c)までに規定する情報の要素が正確かつ完全なものであることについての供給者による申告、当該申告が提出された日付並びに当該供給者の氏名又は名称及び住所（活字体によるもの）